

令和5年 3月 6日 栃木労働局へ

『聴覚障害者の労働及び雇用施策への要望』の提出についての報告

令和5年3月6日(火)に、一般社団法人栃木県聴覚障害者協会と全国手話通訳問題研究会栃木支部(栃通研)の連名で、栃木労働局へ要望書(「聴覚障害者の労働及び雇用施策への要望」下記1～4)を提出し、3月7日(火)に栃木労働局より、要望書についての説明(回答)がありました。

説明(回答)につきましては、全文掲載は不可とのことで、概要を掲載します。

【 報 告 】

1. 貴局において把握されている以下の聴覚障害者のデータをご教示ください。

①2021年度の栃木県内における聴覚障害者の「求職者」・「就業中の者」・「離職者」に関する数値

②栃木県内における管内各安定所の2021年度の職場適応指導における手話協力員の同行実績

⇒<栃木労働局より 1-①②への回答>

**聴覚障害者だけのデータが無いため、提供できない。**

2. 手話協力員の活動について

①手話協力員が未設置のハローワークに手話協力員を配置してください。

【説明】

県内には11カ所のハローワークがございますが、手話協力員が設置されているのは足利、宇都宮、大田原、小山、栃木の5カ所のみで、鹿沼、佐野、真岡、矢板、日光、黒磯にはまだ設置されておられません。手話協力員制度は聴覚障害者の求職から就職の過程でコミュニケーションによる障壁をなくすための大変重要な制度であるため、全てのハローワークへの設置をお願いいたします。

②手話協力員稼働時間について、窓口での稼働時間と障害者合同面接会など所外に同行するための時間を別枠扱いとすることによって、手話協力員の窓口における稼働時間が減らされることなく、必要な支援が十分に行われるようにしてください。

③県内のハローワークにおける手話協力員の稼働時間は、3時間から8時間と異なる状況にあります。7時間未満のところは、早急に7時間へと稼働時間の増加を行い、聴覚障害者へのきめ細かな対応ができるよう、長年にわたり、取り残されている手話協力員の勤務時間と常勤化の検討してください。そのために必要があれば、予算の増額を厚生労働省に対して要望してください。

【説明】

失業保険の認定日の調整について、失業保険受給の手続き後、聴覚障害者も決められた日時に、来所することになりますが、手話協力員が設置されている日が少ないため、相談が思うように進まないこともあります。協力員出勤日に、聴覚障害者の来所ができるように認定日の調整をしてください。

【説明】

手話協力員がいる日であれば、相談がスムーズに受ける事が出来ます。全体の日数は決まっているので、週の調整の配慮をしてください。

④採用面接に手話協力員が同行できるようにしてください。

【説明】

採用面接は、事業所にとっても応募者の能力や本人が職場で必要とする合理的配慮の内容を事前に確認する重要な機会となりますので、聴覚障害者の就労事情に精通している手話協力員の同行が重要です。

- ⑤ハローワークの障害者担当者（新任も含めて）向けに聴覚障害者の特性について理解を深めていただくために、手話協力員による研修の場を設けて下さい。

**【説明】**

聴覚障害者は外見からは障害の特性を理解することが容易ではなく、障害特性も人により様々ですので、事業所と聴覚障害者本人の意思疎通に食い違いが生じやすくなります。採用から職場定着につなげるために、ハローワーク担当者が聴覚障害者本人の就労意欲、人柄や経験・能力について障害特性を適切に把握したうえで事業者の説明できるようにするために、事前に聴覚障害者に対する理解を深めておくことが必要です。そのためにも、手話協力員による研修の機会を設け、ハローワークの障害者担当の方々の聴覚障害の特性に関する理解を深めていただけるようにし、またより良い対人援助を行うためにも手話協力員と連携を取っていただけるようにして下さい。

- ⑥手話協力員制度・障害者介助等助成金に関して本県に利用が少ない理由や、周知における貴局のこれまでの取り組みを教えてください。また、積極的に利用者、企業へ周知を行ってください。

**【説明】**

一般財団法人全日本ろうあ連盟が厚生労働省の後援を受けて毎年主催している「全国職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者問題フォーラム」において、手話協力員制度の内容が十分に周知されていないために、利用者や企業に十分に活用されていないとの指摘が出ています。また、障害者介助等助成金についても、2018年4月1日より手話通訳担当者の委嘱助成金に要約筆記者等も新たに対象となり、支給対象となる障害者の等級に関する条件も6級以上の聴覚障害者に拡大されましたが、栃木県における平成30年～令和3年度の支給実績は0件と伺っております。とちぎ視聴覚障害者情報センターでは手話協力員の周知を行っています。本県において利用がないと考えられる背景を教えてください。また、各ハローワークにおいて、手話協力員制度・障害者介助等助成金のより積極的な周知を行っていただきたく思いますが、これまでの貴局の周知における取り組みを教えてください。

- ⑦手話協力員の報酬単価の増額をしてください。

**【説明】**

2019年度に手話協力員に係る予算が拡大していると思います。手話協力員が担う手話通訳業務は、他の言語通訳と同様に高度な知識・技能・経験を要する業務です。さらに、ハローワークにおける手話協力員として、就労支援上の知識も求められ、専門性の高い業務となっております。それにもかかわらず、報酬単価は長年低額に据え置かれ、交通費込みもしくは支給なしの単価となっており、実質的な手取り金額は大きく目減りしてしまいます。その高い専門性に見合う報酬となるよう、手話協力員の報酬単価を引き上げるとともに交通費実費を別支給としてください。

**【参考：関東地域における報酬単価(時給)】**

- ・栃木 2,950円（5ヶ所共通、通勤手当無し2名、交通費込み3名）
- ・東京 4,050円      ・神奈川 3,400円      ・群馬 3,250円      ・茨城 2,950円

**⇒<栃木労働局より 2-①②③④⑤⑥⑦への回答>**

**労働局内で検討する。企業へ周知をする。また厚生労働省あて上申していく。**

3. IT技術を活用した遠隔手話通訳サービスは手話通訳を補完的に補う役割を担うものであり、導入によって従来の手話協力員制度が後退することのないようにしてください。聴覚障害のある利用者本人の希望・ニーズに応じて、手話協力員・遠隔手話通訳サービス利用が選択できるようにしてください。

**【説明】**

ハローワークでは、窓口相談に来所した聴覚障害者に対し、手話協力員が不在の時でも遠隔手話サービスにより相談を受けることができるようになりました。しかし、聴覚障害者の中には聞こえないことにより社会生活の中で、必要不可欠な情報を十分に獲得することができず、自己選択、自己決定のための補足説明や相談、生活支援などの様々な支援を必要とする者も少なくありません。その情

報の中には、その地域に特化した行政情報やリソースなど挙げられます。手続きや相談等でより深い内容になると遠隔手話通訳サービスでは不十分です。このような聴覚障害の特性やニーズ、また場面に合わせた対人支援のためには手話通訳者や手話協力員等といった人材が必要であることを理解していただくことが大切です。遠隔手話通訳サービスは、手話通訳設置事業の補完的な役割を担うものであり、手話通訳設置の代替手段ではないことをご理解いただきながら、県内のハローワークへ遠隔手話通訳サービスの導入を進めていただくようお願いいたします。

⇒<栃木労働局より 3への回答>  
厚生労働省あて上申していく。

4. 下記の要望につき、貴局から厚生労働省等、関係機関へ働きかけてください。

- ①一般財団法人全日本ろうあ連盟が、厚生労働省の後援を受けて毎年主催している「全国職業安定所手話協力員等研修会兼ろうあ者問題フォーラム」事業を、厚生労働省による主催で開催するよう厚生労働省に働きかけてください。

**【説明】**

現在、ハローワークにおける聴覚障害者への就労支援サービスが十分に図られるようにするため、全日本ろうあ連盟では、ハローワークの手話協力員や障害者担当職員を対象として、上記研修会を毎年開催しております。

手話協力員、ハローワークの障害者担当職員、就労支援専門員が共に研修の場を持つことで理解が深まり、聴覚障害者の雇用・職場定着上の様々な労働問題の解決が図りやすくなることで、障害者雇用の更なる推進につながります。このような意義の大きい当該研修につき、厚生労働省による主催事業とするとともに、研修会に参加する手話協力員及びハローワーク職員等に対して参加費及び交通費、宿泊費を支給もしくは助成するよう働きかけてください。

⇒<栃木労働局より 4への回答>  
厚生労働省あて上申していく。

以 上